

# 令和2年第1回定例会5月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課  
総務局財務室

## 議 案 目 録

- 議案第 5 4 号 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例制定  
のこと
- 〃 第 5 5 号 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す  
る条例制定のこと
- 〃 第 5 6 号 令和 2 年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 報告第 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等に要する経費に充てるため、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 基金に積み立てる額

ア 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額等

イ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

(2) 基金の処分

設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(3) その他

基金の管理等について規定

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所の消毒業務、新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送業務等に従事した職員に対して、感染症防疫業務等手当を支給できるようにするもの。

2 内 容

(1) 感染症防疫業務等手当（1日につき300円）の支給の対象となる業務に、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所等の消毒業務を追加する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者の救急搬送等の規則で定める業務に従事した職員に対して、4,000円の範囲内において規則で定める額の感染症防疫業務等手当を支給する。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染拡大を受け、市民生活の維持のため、国の国民一律 10 万円を給付する特別定額給付金及び児童手当を 1 万円増額する臨時特別給付金をはじめ、県との協調事業として、休業要請に応じた事業者への支援金のほか、市単独事業として、高齢者・障害者の日常生活支援に係るサポート利用券の発行、子育て世帯への追加給付金、感染者の入院等受入態勢の充実等医療提供体制確保のための経費等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金及び財政基金繰入金を追加するもの。

〔 補正額 32,589,708 千円		補正後 146,981,539 千円 〕	
歳 入			
国庫支出金	31,188,000 千円	総務費国庫補助金	30,725,000 千円
		民生費国庫補助金	463,000 千円
繰入金	1,401,708 千円	財政基金繰入金	
歳 出			
補助費等	31,883,708 千円	特別定額給付金給付事業費	30,725,000 千円
		無戸籍者・DV被害者 特別定額給付金給付事業費 (1人あたり10万円を給付)	1,000 千円
		高齢者・障害者 サポート利用券発行事業費 (70歳以上の高齢者・69歳以下の障害者手帳所有者1人あたり1万円分の利用券を交付)	811,000 千円
		新型コロナウイルス 感染症対策事業費	198,700 千円
		休業要請事業者 経営継続支援事業費 (中小法人100万円、個人事業主50万円ほか)	148,008 千円
扶助費	683,000 千円	子育て世帯臨時特別 給付金給付事業費 (児童1人あたり1万円を給付)	463,000 千円
		児童手当受給者に対する 緊急支援給付金事業費 (児童手当受給1世帯あたり1万円を給付)	220,000 千円
物件費	23,000 千円	家庭学習支援事業費	

報告第2号  
く  
報告第3号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第2号	道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年4月17日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 5,874円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和元年12月16日明石市中崎1丁目2番地先の道路上を相手方が歩行中、側溝上に設置してあるグレーチング蓋の隙間から飛び出した枝につまずき転倒し、負傷させたもの。
第3号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年4月20日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 77,700円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和元年12月12日明石市朝霧町3丁目2番地先の信号機による交通整理が行われている交差点において、市民生活局コミュニティ・生涯学習課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が右折しようとした際、対向車線を直進してきた相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。